

湯島三丁目北東地区まちづくり基本方針検討会公募委員募集要領

2024 文都地第 173 号令和 6 年 7 月 19 日部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、湯島三丁目北東地区まちづくり基本方針検討会設置要綱(2024 文都地第 142 号)に基づく公募委員の募集について必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第 2 条 公募委員に応募することができる者は、応募時において満 18 歳以上で、文京区湯島三丁目 35 番から 46 番までの区域に土地若しくは建物を所有している者(配偶者及び 2 親等内の親族を含む。以下「地権者」という。)とする。ただし、文京区議会議員、文京区職員及び応募時に本区の審議会等の委員に 2 つ以上在籍している者を除く。

(募集方法)

第 3 条 公募委員の募集は、地権者への郵送並びに区ホームページに掲載することにより行う。

(応募方法)

第 4 条 公募委員に応募しようとする者は、湯島三丁目北東地区まちづくり基本方針検討会公募委員申込書(別記様式。以下「申込書」という。)により、申し込むものとする。

(選考)

第 5 条 公募委員の選考は、申込書における内容審査及び論文審査により行う。

2 選考の結果については、応募した者全員に通知する。

(委任)

第 6 条 この要領の施行について必要な事項は、都市計画部長が定める。

付 則

この要領は、令和 6 年 7 月 19 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

湯島三丁目北東地区まちづくり基本方針検討会公募委員申込書

私は、以下のとおり湯島三丁目北東地区まちづくり基本方針検討会の公募委員に応募します。

記入日 年 月 日

ふりがな			
申込者氏名			
現住所	〒 ー		
所有者氏名 (法人の場合は法人名)	※申込者と同じ場合は記入不要です。	続柄	
所有する 土地・建物の住所	〒113-0034 ※現住所と同じ場合は記入不要です。 文京区湯島三丁目		
連絡先 電話番号	【日中連絡が取れる連絡先をご記入ください。】 ()		
職業	【記入は任意です。】		
令和6年4月1日 時点の年齢	歳	性別	【記入は任意です。】
他の公募委員			
経歴	【これまでにまちづくり等に関する活動などの経歴がありましたら、ご記入ください。】		

※裏面に続きます。

